

三重県聴覚障がい者向け字幕入り映像ライブラリー貸出事業運営要綱

1 目的

この事業は、音声と映像で構成されているテレビ番組等に聴覚障がい者向けに字幕・手話を挿入したDVD（以下、「字幕入り映像ライブラリー」という。）を貸し出すことで、聴覚障がい者への情報保障を行い、その生活文化の向上を図り、社会参加と自立を促進することを目的とする。

2 実施主体

三重県とする。ただし、事務は、三重県聴覚障害者支援センター（以下「センター」という。）で実施する。

3 字幕入り映像ライブラリーの管理運営

字幕入り映像ライブラリーは、センターが管理するものとする。

センターは、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが定める「字幕ビデオライブラリー共同事業運営要綱」に基づき、作品の適切な管理運営に努める。

4 貸出対象者

字幕入り映像ライブラリーは、センター利用者（利用団体）登録をした者のみ利用できるものとする。

5 利用者の区分

字幕入り映像ライブラリーの貸出にかかる利用者の区分、利用条件については、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが定める「字幕ビデオライブラリー共同事業運営要綱」によるものとする。

6 実施方法

別に定める。

7 その他留意事項

センターは、この業務で知り得た個人情報適切に管理しなければならない。個人情報の取り扱いについては、別に定める。